

★ 臨時福祉給付金(簡素な給付措置)

★ 子育て世帯臨時特例給付金

申請受け付けは7月(予定)から行います。(給付対象者には6月に役場から申請書を郵送します。)

※ただし、公務員は所属機関から配布されます。

1

臨時福祉給付金及び子育て臨時特例給付金とは？

平成26年4月から消費税が8%へ引き上げられますが、所得の低い方々及び子育て世帯への経済的負担の影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として給付金を支給するものです。

2

給付対象者

○ 臨時福祉給付金

平成26年度分の市町村民税(均等割)が課税されない方が給付対象です。

〔ただし、◇ご自身を扶養している方が課税される場合
◇生活保護制度の被保険者となっている場合 などは対象外です。〕

○ 子育て世帯臨時特例給付金

平成26年1月分の児童手当の給付対象となる方。ただし、臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保険者等は除きます。

3

給付額

○ 臨時福祉給付金

- ・ 給付対象者につき 10,000円
- ・ 給付対象者の中で下記に該当する方は 5,000円を加算
 - ・ 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族年金等の受給者など
 - ・ 児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

○ 子育て世帯臨時特例給付金

- ・ 対象児童1人につき 10,000円

4

申請方法

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付対象者に対し、6月に役場から申請書を郵送しますので、必要事項を記入して下記まで申請して下さい。

- ・ 申請先 : いきいき健康推進課(保健福祉センター内)
 - ・ 申請期間 : 平成26年7月1日～平成26年12月中旬(予定)
 - ・ 提出書類 : 郵送された申請書及び銀行等の通帳の写し
- ※ 注意事項 : 申請時に本人確認ができるものをご持参ください。(運転免許証、保険証等)

※ 公務員の方も同様に7月から申請受け付けの予定です。

詳細につきましては下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先 いきいき健康推進課(保健福祉センター内)
電話 28-5800